

第1 審決取消請求訴訟

1 概説

令和元年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は8件であったところ、同年度中に新たに3件の審決取消請求訴訟が提起されたため、令和元年度に係属した審決取消請求訴訟は11件となった。

令和元年度においては、これらのうち、東京高等裁判所が原告の請求を棄却した判決は1件（原告が上訴。ただし、上訴した6上告人〔申立人〕中、2上告人〔申立人〕については、上訴を取り下げた。）あった。また、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものは7件（うち1件は、前記のとおり、同年度中に東京高等裁判所が請求棄却判決をして、原告が上訴したもの）あった。

以上のとおり、令和元年度に終了した審決取消請求訴訟は7件であり、同年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は4件となった。

第1表 令和元年度係属事件一覧

一連番号	件名	審決の内容	判決等
1	㈱飯島工事ほか1名による件	被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額1237万円〔㈱飯島工事〕、926万円〔㈱藤プラント建設〕）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月12日 判決年月日 平成30年 9月 7日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成30年 9月19日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら） 決定年月日 令和元年 6月14日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
2	三森建設㈱による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 1434万円）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月13日 判決年月日 平成30年10月26日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成30年11月12日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 令和元年 6月14日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
3	天川工業㈱ほか8名による件 【上告審：岩波建設㈱ほか7名による件】	被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額1億5922万円〔課徴金納付命令の対象である9名の合計額〕）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月14日 判決年月日 平成30年 8月10日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成30年 8月23日 （上告及び上告受理申立て，原審原告9名中8名） 決定年月日 令和元年 6月14日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）
4	㈱廣川工業所による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 2772万円）。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月18日 判決年月日 平成30年 8月31日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成30年 9月11日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 令和元年 6月14日 （上告棄却及び上告不受理，最高裁判所）

一連番号	件名	審決の内容	判決等
5	植野興業(株)ほか7名による件 【(一部訴え取下げにより)植野興業(株)ほか6名による件】	被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた(課徴金額2億4973万円〔課徴金納付命令の対象である8名の合計額])。	審決年月日 平成29年 6月15日 提訴年月日 平成29年 7月18日 原告のうち1名訴え取下げ 平成30年4月26日 判決年月日 平成30年11月30日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成30年12月14日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告ら) 決定年月日 令和元年 6月14日 (上告棄却及び上告不受理, 最高裁判所)
6	友愛工業(株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた(課徴金額 2631万円)。	審決年月日 平成29年10月 4日 提訴年月日 平成29年11月 1日 判決年月日 平成30年11月30日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成30年12月17日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告) 決定年月日 令和元年 6月20日 (上告棄却及び上告不受理, 最高裁判所)
7	㈱飯塚工業ほか5名による件 【(一部上訴取下げにより)㈱飯塚工業ほか3名による件】	被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた(課徴金額1億1975万円〔課徴金納付命令の対象である5名の合計額])。	審決年月日 平成29年10月 4日 提訴年月日 平成29年11月 2日 判決年月日 令和元年 5月17日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 令和元年 5月30日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告) 上告人兼申立人のうち2名上訴取下げ 令和元年11月8日 決定年月日 令和元年11月28日 (上告棄却及び上告不受理, 最高裁判所)
8	㈱山陽マルナカによる件	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、受領した商品を返品し、取引の対価の額を減じ、商品を購入させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である165社のうち、127社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令を変更し課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者127社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた(一部取消し後の課徴金額 1億7839万円)。	審決年月日 平成31年 2月20日 提訴年月日 平成31年 3月22日

一連番号	件名	審決の内容	判決等
9	(株)ラルズによる件	被審人が、納入業者のうち88社に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させ、金銭を提供させ、商品を購入させていたことについて、優越的地位の濫用行為であると認め、被審人と納入業者88社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 12億8713万円）。	審決年月日 平成31年 3月25日 提訴年月日 平成31年 4月24日
10	(株)J-オイルミルズによる件	被審人が、他の事業者と共同して、とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、段ボール用でん粉の需要者渡し価格を引き上げる旨合意することにより、公共の利益に反して、我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限したと認めた。 被審人が違反行為により販売した段ボール用でん粉の売上額を課徴金の対象として認めた（課徴金額 5434万円）。	審決年月日 令和元年 9月30日 提訴年月日 令和元年10月30日
11	(株)エディオンによる件	被審人が、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者に従業員等を派遣させていたことについて、原処分における違反行為の相手方である127社のうち、92社に対する行為は優越的地位の濫用行為であると認められることから、排除措置命令の変更及び課徴金納付命令の一部を取り消した。被審人と納入業者92社それぞれとの間における購入額を課徴金の対象として認めた。ただし、「マル特経費負担」分は購入額から除外すべきものとされた（一部取消し後の課徴金額 30億3228万円）。	審決年月日 令和元年10月 2日 提訴年月日 令和元年11月 1日

2 東京高等裁判所における判決

(1) (株)飯塚工業ほか5名による審決取消請求事件（平成29年（行ケ）第33号）（第1表一連番号7）

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 争点1（本件合意の存在について実質的証拠が存在するか否か）について

- a 本件審決は、本件21社間の協調関係、受注調整のための石和支部等による入札参加者の情報集約、受注予定者の決定方法、受注予定者による他の入札参加者に対する入札価格等の連絡と他の入札参加者の協力、総合評価落札方式の工事の場

合の協力、個別工事における受注調整（少なくとも40物件について客観的な証拠等から本件合意内容に沿った受注調整が行われたことが認められ、4物件について客観的な証拠等から本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことが認められること。）、本件対象期間に発注された本件土木一式工事（158物件）の平均落札率等を認定し、これらの事実に基づき、本件21社が、本件土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るために、受注予定者を決定し、受注予定者は受注すべき価格を決め、受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する旨の合意（本件合意）をしたと認めた。

前記の各認定事実は、これに沿った内容を述べる多数の供述・陳述並びにこれを裏付けるメモや日記を含む多数の客観的証拠によって裏付けられており、客観的証拠の中には、石和支部の事務員が作成した入札参加者等取りまとめ表の一部、「一般競争入札」（公告）や指名通知書、競争参加資格確認書等の欄外に入札価格等の書き込みがされたもの、原告長田建設㈱から小泉建設㈱にファクシミリで送信された原告長田建設㈱の技術審査資料、㈱中村工務店から原告風間興業㈱に電子メールで送信された本工事費内訳表等も含まれている。

したがって、本件審決が前記各事実を認定したことは合理的であり、前記事実に基づいて本件合意の存在を認定した本件審決の判断には実質的証拠があるといえる。

b 違法収集証拠について

原告らは、本件審決が前記認定の基礎とした原告風間建設㈱常務らの各供述調書である本件各追加供述調書は、現行法の下においては許されない司法取引的な方法により作成された証拠であるから、それらを違法収集証拠として証拠排除した上で本件違反行為の存否を判断すべきである旨を主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

本件各追加供述調書が作成されたのが風間建設㈱に対する課徴金納付命令（案）の通知がされた後であること、課徴金納付命令（案）の段階では同社に対する課徴金の算定対象に含まれていた3物件が、本件各課徴金納付命令においては同対象から除外されていたことについては争いがない。

しかしながら、独占禁止法は、事前手続の制度を設け、処分の名宛人となるべき者に、事前に通知された課徴金納付命令（案）に対する意見申述・証拠提出の機会を与えているのであり、制度上、意見申述・証拠提出の結果として、事前に通知された行政処分案が見直され得ることが予定されている。そうすると、被告の従前の実務において、事前手続を経ることによって課徴金納付命令の算定対象が見直された例がどの程度あったかにかかわらず、本件において、被告が風間建設㈱からの意見書の提出を受け、補充調査を行って、前記3物件を同社に対する課徴金の算定対象から除外すること自体は、制度にのっとった適法なものといえるべきである。

原告らは、そのほかにもるる主張するが、いずれも、憶測の域を出ないといえるべきである。したがって、本件各追加供述調書を違法収集証拠として証拠から排除すべき理由はないから、原告らの主張を採用することはできない。

c 総合評価落札方式の工事について

原告らは、本件審決は、本件審判手続において審査官が主張していた「本件合意」とは異なる事実を認定しているか、審査官が主張していた「本件合意」を前提にすると、そのような本件合意は総合評価落札方式の一般競争入札を含まない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

本件審決が認定した本件合意は、受注価格の低落防止を図るために、受注予定者を決定し、受注予定者は受注すべき価格を決め、受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるよう協力する旨の合意であり、審査官の主張していた本件合意と異なるものではない。

そして、前記のとおり、本件合意は、受注予定者に対し受注予定者が決めた価格で受注できるよう協力する旨の合意であり、特定の発注方法を前提とするものではない。本件合意の下で、他の参加者が、受注予定者が受注予定者の決めた価格で受注できるように協力することが可能であることは必要であるとしても、その協力の方法は限定されていない。

総合評価落札方式の工事における評価項目のうち大半は、客観的なデータに基づき評価点を予想することが可能であり、評価項目のうちの施工計画についても、評価が発注者の裁量に委ねられるため正確に評価点を予想することはできなかったものの、ある程度予想することは可能であったと認められる。

現に、40物件のうち約半数の物件は、総合評価落札方式の工事であるところ、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことを裏付ける客観的な証拠等が存在する。

以上のとおり、総合評価落札方式の工事も本件合意に含まれるというべきである。

(4) 争点2（原告ら5社が受注した各工事が当該役務に該当することについて実質的証拠があるか否か）について

a 本件審決は、当該役務とは、本件においては、本件合意の対象とされた工事であって、本件合意に基づく受注調整等の結果、具体的競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解されるとした上で、本件審決認定の事情に照らすと、本件土木一式工事の全てを受注調整の対象とするのが合理的であることを根拠として、本件土木一式工事に該当し、かつ、本件21社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事は、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情がない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であると判断した。本件審決のこのような判断は相当なものであり、原告らもこの判断枠組み自体を争っているのではなく、本件への当てはめ及び前提となる本件合意について争っているものと解される。

b 本件合意の対象となっているか否かが問題となる工事について

原告らは、総合評価落札方式の工事は本件合意の対象外であるから、特段の事情の有無を検討するまでもなく、当該役務に該当しないと主張したが、東京高等

裁判所は、総合評価落札方式の工事が本件合意の対象に含まれることは前記(7)のとおりであるから、原告らの前記主張を採用することはできないと判示した。

c 特段の事情の有無が問題となる工事について

(a) 総合評価落札方式の工事

原告らは、総合評価落札方式においては、落札者が入札価格のみで決定されるものではなく、価格連絡のみで受注調整を行うことが困難であることから、総合評価落札方式による発注という事実そのものが、本件推認を妨げる特段の事情に該当するものであると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

総合評価落札方式の工事においても受注調整が可能なことは前記(7)で説示したとおりであるから、原告らの主張は前提を欠いており、総合評価落札方式の工事であるというだけでは、本件推認が妨げられ、本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情があるということとはできない。

(b) 受注予定者を1社に絞り込めず、2社以上で争われた工事

原告らは、受注予定者を1社に絞り込めず、2社以上で争われる工事については、多くの場合競争単位から除外されるのは実質的な競争単位として機能していなかった競争事業者であるから、直ちに公正かつ自由な競争による価格の形成が担保されるわけではなく、また、受注価格が低額化し本件合意の目的に反する結果となっていると主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

受注調整の結果、受注予定者を1社に絞り込めず、2社以上で争われたとしても、受注調整により受注を諦めた事業者が存在すれば、本来自由に行われるべき入札の参加者が減少することになるし、受注価格についても、受注を諦めた業者は予定価格に近い高い価格で入札するなどして受注予定者のいずれかが受注するように協力することになるから、具体的競争制限効果が生じることになる。この場合に競争単位から除外されるのは、実質的な競争単位として機能していなかった競争事業者であるとは限らないし、受注予定者が1社に絞られた場合と比較して、受注予定者を1社に絞り込めず2社以上で争われた工事においては、受注価格が低額化することが多いということとはできるとしても、必ずしも本来自由な市場で形成されるべき価格と同様の状況になるとは限らない。したがって、受注予定者を1社に絞り込めず2社以上で争われた工事であることをもって、本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情に当たるといえることはできない。

(c) その他本件推認を妨げる特段の事情があると主張されている工事

東京高等裁判所は、いずれも、本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情があるということとはできないと判示した。

(7) 争点3（本件3社（注）のうちの原告長田建設㈱及び原告中楯建設㈱に対し、排除措置を特に命ずる必要があるか否か）について

（注）小泉建設㈱、原告長田建設㈱及び原告中楯建設㈱の3社をいう。

原告らは、本件違反行為が事実上消滅したのは、自発的意思に基づくものであつ

て、本件立入検査を契機とするものではない、本件3社は、本件土木一式工事の入札にほとんど参加できなくなっていたなどとして、「特に必要があると認めるとき」に該当するとは認められない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、次のとおり判示した。

本件3社が本件立入検査より前に石和支部を退会したことを認めることはできず、本件3社が自主的に違反行為を停止したと認めることもできない。また、本件3社が入札参加資格を有する本件土木一式工事は、本件立入検査の後も発注される可能性があったことは明らかであるから、本件3社についても、本件排除措置命令の時点において、本件違反行為と同様の違反行為が繰り返されるおそれがあると認められる。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告らが上告及び上告受理申立てを行ったところ、最高裁判所は後記 **3** (7)のとおり決定を行った。

3 最高裁判所における決定

(1) (株)飯島工事ほか1名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ツ）第390号，平成30年（行ヒ）第453号）（第1表一連番号1）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(2) 三森建設(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成31年（行ツ）第50号，平成31年（行ヒ）第57号）（第1表一連番号2）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(3) 岩波建設(株)ほか7名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ツ）第371号，平成30年（行ヒ）第431号）（第1表一連番号3）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(4) (株)廣川工業所による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成30年（行ツ）第376号，平成30年（行ヒ）第437号）（第1表一連番号4）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められな

いとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(5) 植野興業(株)ほか6名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成31年（行ツ）第86号，平成31年（行ヒ）第101号）（第1表一連番号5）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(6) 友愛工業(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成31年（行ツ）第104号，平成31年（行ヒ）第119号）（第1表一連番号6）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(7) 飯塚工業(株)ほか3名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（令和元年（行ツ）第251号，令和元年（行ヒ）第297号）（第1表一連番号7）の決定の概要

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第2 排除措置命令等取消請求訴訟

1 概要

令和元年度当初において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟（注1）は10件（東京地方裁判所9件，東京高等裁判所1件）（注2）であったところ，同年度中に新たに3件の排除措置命令等取消請求訴訟が東京地方裁判所に提起された（このうち1件については併せて執行停止の申立てがなされた。）。

令和元年度当初において東京地方裁判所に係属中であつた9件のうち4件については，平成30年度中に判決（請求棄却が3件，一部認容が1件）があり，いずれも令和元年度中に上訴期間が満了するものであつたところ，当該4件のうち1件が上訴期間の経過をもって確定した。その余の3件は令和元年度中に控訴され，うち2件（注3）は東京高等裁判所に係属中であり，うち1件は令和元年度中に同裁判所が控訴を棄却する判決をしたところ，上告受理申立てがなされ，最高裁判所に係属中である。前記9件のうち残りの5件中の4件については，令和元年度中に東京地方裁判所が請求を棄却する判決をし，当該4件のうち2件は上訴期間の経過をもって確定し，その余の2件は控訴され（うち1件は令和元年度末時点では上訴期間中であつたが，令和2年度に控訴された。），東京高等裁判所に係属中である。

また，令和元年度当初において東京高等裁判所に係属中であつた1件については，同裁

判所が控訴を棄却する判決をし、上訴期間の経過をもって確定した。

これらの結果、令和元年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟は8件であった。

なお、前記執行停止の申立て1件については、令和元年度中に東京地方裁判所が却下の決定をし、同年度末時点で上訴期間中であつたが、その後、上訴期間の経過をもって確定した。

(注1) 平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）により審判制度が廃止されたことに伴い、平成27年度以降、独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消請求訴訟は、東京地方裁判所に提起する制度となっている。

(注2) 排除措置命令等取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

(注3) なお、当該2件は東京地方裁判所係属中に併合されたため、東京高等裁判所における事件番号が一つになったことから、以降は1件とした。

第2表 令和元年度末時点において係属中の排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
1	ルビコン㈱ほか1名による件	アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額 10億6774万円（ルビコン㈱）、36億4018万円（ニチコン㈱））。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 平成28年 3月29日 提訴年月日 平成28年 9月23日 平成28年 9月26日 （ニチコン㈱） 判決年月日 平成31年 3月28日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 平成31年 4月10日 平成31年 4月12日 （ニチコン㈱）
2	高知県農業協同組合による件	なすの販売を受託することができ組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料について、自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等を収受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法第19条（一般指定第12項）	措置年月日 平成29年 3月29日 提訴年月日 平成29年 5月 2日 申立年月日 平成29年 5月 2日 決定年月日 平成29年 7月31日 （執行停止の申立てについて、却下決定〔確定〕、東京地方裁判所） 判決年月日 平成31年 3月28日 （請求棄却、東京地方裁判所） 控訴年月日 平成31年 4月11日 判決年月日 令和元年11月27日 （控訴棄却、東京高等裁判所） 上訴年月日 令和元年12月10日 （上告受理申立て）
3	㈱富士通ゼネラルによる件	消防救急デジタル無線機器について、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入でき	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 平成29年 2月 2日 提訴年月日 平成29年 8月 1日

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
		るように協力する旨を合意していた（課徴金額 48億円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）		
4	（公社）神奈川県LPガス協会による件	LPガスの切替営業を行う入会希望者の入会申込みについて否決し、もって当該入会希望者が協会団体保険に加入できなくなることにより、神奈川県内のLPガス販売事業に係る事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限している。 （排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件）	独占禁止法第8条第3号	措置年月日 平成30年 3月 9日 提訴年月日 平成30年 6月25日 申立年月日 平成30年 6月25日 決定年月日 平成30年 7月11日 （執行停止の申立てについて、却下決定，東京地方裁判所） 抗告年月日 平成30年 7月13日 決定年月日 平成30年 7月17日 （即時抗告について，棄却決定〔確定〕，東京高等裁判所） 判決年月日 令和 2年 3月26日 （請求棄却，東京地方裁判所） 令和元年度末時点 上訴期間中 （控訴年月日 令和2年4月9日）
5	㈱高島屋による件	近畿地区の店舗において顧客から收受する優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた（課徴金額 5876万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第7条の2（第3条後段）	措置年月日 平成30年10月 3日 提訴年月日 平成31年 3月29日 判決年月日 令和元年12月19日 （請求棄却，東京地方裁判所） 控訴年月日 令和元年12月27日
6	本町化学工業㈱による件	東日本地区又は近畿地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について，共同して，供給予定者を決定し，供給予定者が本町化学工業㈱を介して供給できるようにしていた（課徴金額 1億6143万円〔東日本地区〕，3283万円〔近畿地区〕）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件並びに執行停止申立事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和元年11月22日 提訴年月日 令和 2年 1月16日 申立年月日 令和 2年 1月16日 決定年月日 令和 2年 3月27日 （執行停止の申立てについて，却下決定〔確定〕，東京地方裁判所）
7	鹿島道路㈱による件	アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた（課徴金額 58億157万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 令和元年 7月30日 提訴年月日 令和 2年 1月28日
8	世紀東急工業㈱による件	アスファルト合材の販売価格の引上げを行っていく旨を合意していた（課徴金額 28億9781万円）。 （課徴金納付命令取消請求事件）	独占禁止法第7条の2（第3条後段）	措置年月日 令和元年 7月30日 提訴年月日 令和 2年 1月29日

第3表 令和元年度中に上訴期間の経過をもって確定した排除措置命令等取消請求訴訟一覧

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
1	松尾電機㈱による件	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた（課徴金額 4億2765万円）。 （排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求事件）。	独占禁止法第3条後段及び第7条の2	措置年月日 平成28年 3月29日 提訴年月日 平成28年 9月27日 判決年月日 平成31年 3月28日 （請求一部認容〔確定〕，東京地方裁判所）
2	奥村組土木興	東日本高速道路㈱東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災	独占禁止法第3条後段	措置年月日 平成28年 9月 6日 提訴年月日 平成28年 9月28日

一連番号	件名	事件の内容	関係法条	判決等
	業株による件	害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 (排除措置命令取消請求事件及び執行停止申立事件)		申立年月日 平成28年 9月29日 決定年月日 平成28年12月14日 (執行停止の申立てについて、却下決定〔確定〕、東京地方裁判所) 判決年月日 令和元年 5月 9日 (請求棄却〔確定〕、東京地方裁判所)
3	常盤工業株による件	東日本高速道路株東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた(課徴金額5544万円)。 (課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第7条の2(第3条後段)	措置年月日 平成28年 9月 6日 提訴年月日 平成29年 3月 3日 判決年月日 平成30年11月 8日 (請求棄却、東京地方裁判所) 控訴年月日 平成30年11月22日 判決年月日 令和元年 5月15日 (控訴棄却〔確定〕、東京高等裁判所)
4	株阪急阪神百貨店による件	近畿地区の店舗において顧客から収受する優待ギフト送料の額を引き上げることを合意していた(課徴金額 6758万円)。 (課徴金納付命令取消請求事件)	独占禁止法第7条の2(第3条後段)	措置年月日 平成30年10月 3日 提訴年月日 平成30年12月 5日 判決年月日 令和元年12月19日 (請求棄却〔確定〕、東京地方裁判所)

2 東京地方裁判所における判決等

(1) 奥村組土木興業株による排除措置命令取消請求事件(平成28年(行ウ)第453号)(第3表一連番号2)

ア 主な争点及び判決の概要

(7) 原告と本件19社との間で本件工事に関する入札価格に関して意思の連絡があったと認められるか

a 《A2》と《E》との間で原告の入札価格に関する合意がされたか

原告顧問であった《A2》は、原告代表取締役社長の《A1》から、本件工事への対応について原告副会長の《A3》と相談するように言われたことをきっかけに、同人の了解を得て、原告に出張費用を負担させ、原告顧問の肩書きを記載した名刺を交付しつつ、世紀東急工業株の《E》と面会し、本件工事の入札への参加を表明し、受注調整が行われていることを理解した上で、平成23年8月上旬頃、《E》に対して、原告の算出した発注者積算価格の予測値及び原告の「技術評価点」のうち客観的に評価される部分の予測値を提供し、入札に協力することを伝えるとともに、原告が「東北道・北上」及び「東北道・仙台」の入札は辞退し、「東北道・福島(下り)」については、入札予定ではあるが落札は目指さないこと、同工事につき原告が入札すべき価格を教えてもらいたいことをそれぞれ伝え、受注に協力することによる見返りの有無についても質問し、同月26日、《E》から、同工事の入札価格に関して、「何円以上」という言い方で、「21億円以上」かそれに近い金額を明示されて指示を受け、これに応じる意思を示している。その上で原告は、同工事について、同指示に沿う21億円で入札し、結局失注している。

また、前田道路株の担当者であった《B》、株NIPPPOの担当者であった《

C》，日本道路㈱の担当者であった《D》及び世紀東急工業㈱の担当者であった《E》の4人（以下、この4人を併せて「調整役ら」という。）は、本件工事に関して、受注調整に参加した各社から入札に参加する工事と自社の「技術評価点」の一部の予測値を提供させた上で、工事ごとにシミュレーションを行い、受注予定者以外の参加者に対し、入札価格に関する指示を行うことで、本件工事全体の受注調整を行っていた。このような中で、仮に、《E》が《A2》に対して原告の入札価格について何らの指示もせず、原告が自由に入札価格を決定できる状況にしておけば、㈱NIPPOが「東北道・福島（下り）」の工事を落札することができなくなるおそれがあり、本件工事全体の受注調整の結果を無にすることになりかねない。そのような場合、調整役らにおいて、何らかの対応を検討し、実際に対策を講じる必要があるといえるが、本件においてはそうした検討等が行われた形跡は認められない。そうすると、「東北道・福島（下り）」の工事についても、前記のとおり、調整役の一人であった《E》が、《A2》に対して、原告が入札に参加する工事と原告の「技術評価点」の一部の予測値に関する情報を提供するよう依頼し、《A2》からこれらの情報提供を受けた後、かかる情報を用いて、同工事についても入札価格についてのシミュレーションを行ったと認めるのが相当である。

さらに、原告は、入札予定であった「東北道・福島（下り）」の現地調査を、入札締切日である平成23年8月30日のわずか1週間前である同月23日になってやっと行っている。証拠によれば、原告の当時の入札業務の流れ上、現地調査等を行うのは、入札に参加するかを判断する前と、競争参加資格確認申請を行う前とされており、原告が同工事について競争参加資格確認申請を行ったのが同年7月29日であることを踏まえると、同工事に関する現地調査の実施は極めて遅かったといわざるを得ず、原告が同工事について実際に受注することを意図していなかったのではないかと疑わざるを得ない。

そして、本件工事の調整役であった㈱NIPPOは、本件工事の入札のあった平成23年の得意先として原告の名を記載した上で、「震災復興 NEXCO復旧工事応札希望であったがプラント業者優先で断念」、「見返りに今年度物件優先受注権あり、なし??」と記載した社内文書を本件入札後も保存していた。そうすると、㈱NIPPOあるいは調整役らは、原告の受注調整の協力への見返りを検討していたことがうかがえるのであり、《A2》や《A3》の供述調書の内容ともあいまって、調整役らのうちのいずれかの者が、《A2》に対し、原告に東日本高速道路㈱の発注する舗装工事2件を受注させる用意がある旨提案したと認めるのが相当である。

以上等によれば、《A2》と《E》との間で原告の入札価格に関する合意があったと認めるのが相当である。

b 《A2》と《E》との合意が原告の入札価格を決定する際に影響したか

独占禁止法第2条第6項の「共同して・・・相互に」の要件に関し、事業者間に「意思の連絡」があったというためには、ある事業者の従業員が他の事業者と接触した結果、当該従業員が得た自らの入札価格に影響を及ぼす情報が当該従業

者から事業者の意思決定権者に報告され、意思決定権者の決定ないし事業活動に影響を及ぼしたことが主張立証される必要があるとするのが相当である。

原告代表取締役社長である《A1》が《A2》に対して東日本大震災に伴う復旧工事への対応を検討するように伝えたことを契機に、《A2》は、原告の営業担当者である《A5》から東日本高速道路㈱に関する資料提供を受けた上で、原告に出張費用を負担させて、仙台において、世紀東急工業㈱の《E》と面会して本件工事に関する情報収集を行っている。その後、《A2》は、世紀東急工業㈱に恩を売ることは将来における原告の商機につながると考え、《E》に対し、原告の算出した発注者積算価格の予測値及び原告の「技術評価点」の一部の予測値を提供し、その後、《E》との間で原告の入札価格に関して合意している。

かかる合意をしたにもかかわらず、《A2》がこれを秘して原告担当者に伝えず、結果として、原告がその合意に沿わない額で入札し、受注調整において落札することとされていた㈱NIPPONが落札できなかった場合には、原告は、世紀東急工業㈱はもちろんのこと、受注調整に参加していた他の企業からも信頼を失うことになる。《A2》としては、そのような事態にならないように、《A3》や原告担当者《A5》を通すなどして、《E》との間で原告の入札価格に関して合意した事実を原告の入札価格を決定する権限を有する《A4》に伝えようとすると認定するのが合理的である。

また、原告担当者である《A5》は、《A2》の要請に応じて、原告内部で管理されるべき原告の算出した発注者積算価格の予測値及び原告の「技術評価点」の一部の予測値を提供しており、《A2》が本件工事に関する情報収集を行っていたことを把握していたといえる。加えて、原告は、入札に先立って、原告代表取締役社長である《A1》の名義で、東日本高速道路㈱に対し、談合等の不正行為を行っていないことを誓約する書面を提出しているところ、そのような書面を作成し、提出するに当たっては、社内において本件工事の入札に当たって情報収集や準備等に携わってきた関係者に対して事情を聴取するのが一般的であろうから、原告が「東北道・福島（下り）」の工事の入札に参加するに当たって、《A2》から、同行の行った情報収集の結果について何ら聴取せずに意思決定していたとは考え難い。その上、原告は、通常の業務フローと異なって、入札予定であった「東北道・福島（下り）」の現地調査を、入札締切日である平成23年8月30日のわずか1週間前である同月23日になってやっとなっている。

さらに、《A2》及び《A3》は、《A4》に対して《E》から「東北道・福島（下り）」の工事に関する原告の入札価格についての指示があった旨伝えようと考えれば、直接、あるいは、原告担当者を通じるなどして、容易にこれを伝えることができる関係にあった。

加えて、実際に、原告は、「東北道・福島（下り）」の工事において、《E》から《A2》に対してあった指示に沿う金額である21億円で入札し、その結果、事前の受注調整の結果のとおり、㈱NIPPONが落札し、原告は失注している。

そして、《A3》は、本件の受注調整に関する検察官の取調べにおいて、《A2》から入札価格を21億円以上にしてほしいと頼まれたため、《A4》に対し、

21億円以下にはするなよと指示した旨供述している。

以上等によれば、本件において、《A2》が《E》との間で行った「東北道・福島（下り）」の工事に関する原告の入札価格についての合意は、原告の入札価格の決定過程に影響を与えたと認めるのが相当である。そして、本件工事の入札に関して、原告が、本件工事に関する受注調整に協力しない旨の意思を示したなどといった特段の事情も認められない。結局、原告は、《A2》及び《E》を通じて、本件19社との間で、「意思の連絡」があったと認めるのが相当である。

(4) 結論

よって、本件命令は適法であると認められ、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、上訴期間の経過をもって判決が確定した。

(2) (株)阪急阪神百貨店ほか1名による課徴金納付命令取消請求事件（平成30年（行ウ）第541号、平成31年（行ウ）第149号）（第3表一連番号4及び第2表一連番号5）

ア 主な争点及び判決の概要

(7) 優待ギフトの配送に係る役務の提供が独占禁止法第7条の2第1項に規定する小売業に当たるか

独占禁止法及びその下位法令等において同項本文に規定する小売業の意義を明示する規定は、存在しない。そうすると、定義規定を有しない当該小売業の意義を考えるに当たっては、一般的な「小売」という言葉の意味（広辞苑）や他の法令（消費税法施行令第57条第6項）における用例を参照するのが相当であり、これらに照らせば、独占禁止法第7条の2第1項本文に規定する小売業とは、専ら商品を卸売業者等から買い入れて、その同一性を保持したまま消費者に販売する事業を意味するものであり、役務の提供は含まれないと解するのが相当である。

本件事業は、優待ギフトの配送に係る役務の提供を内容とするものであり、商品を仕入れてこれを販売する事業であるということとはできないから、同項に規定する小売業に当たるということはできない。

(4) 結論

以上によれば、原告らの請求は、理由がない。

よって、当該請求をいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、(株)高島屋による控訴につき、東京高等裁判所に係属中である（(株)阪急阪神百貨店による件については、上訴期間の経過をもって判決が確定した。）。

(3) (公社)神奈川県LPガス協会による排除措置命令取消請求事件（平成30年（行ウ）第256号）（第2表一連番号4）

ア 主な争点及び判決の概要

㉗ 原告が、神奈川県内のLPガス販売事業の分野における「現在又は将来の事業者の数を制限」したといえるか

独占禁止法第8条第3号は、事業者団体が、「一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること」を禁止しているが、同条第1号よりも競争を損なう程度の低い行為を念頭に置いているといえる。そして、事業者団体の構成員でなければ当該事業に参入等することが不可能又は著しく困難であるという状況にまで至らなくても、当該事業者団体に加入しなければ参入等を行うことが一般に困難な状況があれば、「現在又は将来の事業者の数を制限すること」に該当すると解するのが相当である。

LPガス販売事業を行うためには、LPガス販売事業者の登録を受けなければならない。そのためには、LPガス保険を締結し、継続しなければならない。本件期間において、LPガス保険には、個別保険、協会団体保険、全農団体保険の3種が存在していたところ、本件期間当時、LPガス販売事業への新規参入者にとって、個別保険及び全農団体保険の締結は困難であり、協会団体保険に加入するためには、原告に入会するほかに方法はなかった。神奈川県内においては、原告に入会しなければ、LPガス販売事業への参入等に必要不可欠なLPガス保険に加入することが一般に困難な状況にあった。

原告による本件入会申請の否決は、かかる状況にあつてなされたものであり、神奈川県内のLPガス販売事業の分野における「現在又は将来の事業者の数を制限」したといえ、独占禁止法第8条第3号に該当する。

㉘ 原告への入会を否決した行為に正当な理由があり、独占禁止法第8条第3号に該当しないといえるか

専ら公正な競争秩序維持の見地からみて正当な理由がある場合には、たとえ外形上現在又は将来の事業者の数を制限するものであったとしても、当該行為は不当なものとはいえないとして独占禁止法第8条第3号に当たらないと解される。

しかしながら、原告による本件入会申請の否決は、原告の会員の顧客奪取につながる切替営業を防ぐ意図の下になされたものといわざるを得ず、専ら公正な競争秩序維持の見地からみて正当な理由を有するものということとはできない。

㉙ 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による控訴につき、東京高等裁判所に係属中である。

(4) 本町化学工業(株)による執行停止申立事件（令和2年（行ク）第11号）（第2表一連番号6）

ア 主な争点及び決定の概要

本件においては、次のとおり、本件各命令によって、申立人に重大な損害が生じ、それを避けるため緊急の必要があるとは認められない。

7) 本件各排除措置命令により重大な損害が生じ、それを避けるため緊急の必要があるか

申立人は、本件各排除措置命令を履行することによる信用毀損により、活性炭メーカーによる取引停止等が永続化、固定化されるおそれがあり、申立人の存立に重大な影響を及ぼすなどと主張するが、本件各排除措置命令を履行したからといって、そのことのみから申立人に、新たな信用毀損が生じるだとか、本件取引停止等が永続化、固定化されるとかということもできない。

加えて、申立人の総売上高は、本件立入調査がされた平成29年度以降も巨額のものであること、また、申立人が本件取引停止等をしている会社以外の活性炭メーカーから活性炭等入手することが困難であることをうかがわせる疎明資料もないこと等からすると、申立人が倒産するといった事後的に回復不可能な損害が生じ、その存立に重大な影響を及ぼすことになるから、本件各命令の効力を停止する緊急の必要があるとまでいうことはできない。

また、申立人は、本件各排除措置命令を履行することにより、数多くの通知先から、申立人が違反行為の首謀者ないし主導的な役割を果たしたことを自認するものと受け止められるなどと主張するが、通知先が、申立人についてどのように受け止めることになるかを認めるに足りる的確な疎明資料はないし、通知先に対し、取消訴訟を提起していることを同時に通知したり、ウェブサイトで公表したりすることも妨げられないのであるから、既に報道がされている以上に、新たな信用毀損が生じるということもできない。

4) 本件各課徴金納付命令により、重大な損害が生じ、それを避けるため緊急の必要があるか

申立人は、本件各課徴金納付命令の履行による多額の課徴金納付の負担が、申立人の存立に重大な影響を及ぼすと主張するが、当該損害は、事後的に回復可能な経済的損害であり、しかも、申立人が同命令を取り消す旨の確定判決を得れば、納付した課徴金相当額は還付されるものである。そうすると、前記の負担を考慮しても、当該損害の性質や平成29年度以降における申立人の総売上高等を踏まえると、本件各課徴金納付命令によって、申立人の存立自体に直ちに重大な影響を及ぼすから、本件各命令の効力を停止する緊急の必要があるということもできない。

7) 結論

以上によれば、本件申立ては理由がないからこれを却下することとし、主文のとおり決定する。

イ 訴訟手続の経過

本件は上訴期間の経過をもって決定が確定した。

なお、本件申立ては取消訴訟に付随して申し立てられたものであり、取消訴訟は、令和元年度末現在、東京地方裁判所に係属中である。

3 東京高等裁判所における判決

(1) 常盤工業(株)による課徴金納付命令取消請求控訴事件（平成30年（行コ）第353号）（第

3表一連番号3)

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 本件工事が課徴金の対象となる「当該商品又は役務」に該当するか

控訴人は、落札者に課徴金が賦課されるのは、対象となる工事を落札した事業者が直接又は間接に関与した受注調整手続と当該事業者が当該工事を落札したという結果との間に「法的因果関係」が認められる場合に限ると解すべきであり、本件においては「法的因果関係」がないと主張するところ、「法的因果関係」という文言が一般的に用いられているかどうかはともかくとして、独占禁止法第7条の2第1項所定の課徴金の対象となる「当該商品又は役務」とは、基本合意の対象とされた工事であって、④「基本合意に基づく受注調整等」の結果、⑤「具体的な競争制限効果」が発生するに至ったものをいうと解されるのであるから、④によって⑤が発生するという関係が必要であるという限りにおいては、一般論として首肯し得る（以下、この意味で「法的因果関係」の文言を用いる。）。

この点、課徴金制度は、法に違反する行為を抑止することにその制度の目的があるところ、本件のような入札談合の事案においては、課徴金賦課の対象として抑止すべき行為は、具体的な競争制限効果をもたらす受注調整の基礎となる基本合意の締結であると解される。この趣旨からすれば、課徴金賦課の対象者である落札者が、基本合意に参加してその基本合意に基づき直接又は間接に関与して個別の受注調整がされ、その結果として具体的な競争制限効果が発生した状況の中で当該落札者が落札したと認められれば、「法的因果関係」を認めるのに十分であると解される。個別の受注調整において予定されていたのとは異なる経過をたどることとなった場合でも、そのような経過となることについて、一般的な予測可能性や落札者の予測がなくても、「法的因果関係」は否定されないものと解される。

本件においては、本件工事について再入札になったこと等、控訴人が最終的に落札するに至るまでの具体的な経過について、一般的に予測不能であった、また、控訴人が予測していなかったとしても、本件基本合意に基づく本件工事についての1回目までの受注調整の結果、本件工事の再入札の時点でも、具体的な競争制限効果が及んでいたことが認められることは、原判決に説示したとおりであって、「法的因果関係」の要件に欠けるところはないというべきである。

⑧ 結論

以上によれば、本件命令は処分要件を全て満たしており適法であると認められ、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原審の判断は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、控訴期間の経過をもって判決が確定した。

(2) 高知県農業協同組合（注）による排除措置命令取消請求控訴事件（令和元年（行コ）第131号）（第2表一連番号2）

(注) 平成31年1月1日付で、土佐あき農業協同組合（以下「土佐あき農協」という。）を含む高知県内の12の農業協同組合が合併し、高知県農業協同組合となったことに伴い、本件の原告は、高知県農業協同組合（土佐あき農協訴訟承継人）となった。

ア 主な争点及び判決の概要

⑦ 独占禁止法第22条ただし書と同法第19条との関係等について（独占禁止法第22条ただし書に該当する場合には同法第19条の「不正な取引方法」の規定の適用とは異なる解釈をすべきか）

独占禁止法第22条ただし書は、同条ただし書に該当する場合には、同条本文柱書の「（独占禁止法を）適用しない」とする規律が適用されない旨を「この限りでない」として明らかにしたものであり、結局、独占禁止法の規定がそのまま適用されることを意味する。

協同組合が、共同販売事業の事業者として独占禁止法第19条に該当する行為を行った場合には、同法第22条ただし書により同法の適用除外に当たらないことが明らかであるから、そのまま同法第19条が適用されることになるのであって、これとは別に同法第22条ただし書における適用要件の検討が必要となり、その場合には同法第19条の不正な取引方法の要件該当性に差が生じるというものではないと解される。

⑧ 関連市場の画定について

市場については、本件行為によって、どのような影響が生じるのか、競争の行われる場である市場を画定し、公正競争阻害性の成否を判断すれば足りる。

本件行為については、土佐あき農協管内及びその周辺地域におけるなすの販売受託取引に係る、廉価な販売手数料や良質なサービスを提供して顧客であるなすの生産者を獲得するという公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあるか否かで判断されることになり、そうすると、本件行為に公正競争阻害性が認められるか否かは、土佐あき農協管内及びその周辺地域におけるなすの販売受託取引に係る公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるか否かを判断する必要があるのであって、本件での市場は、土佐あき農協管内及びその周辺地域におけるなすの販売受託取引市場というべきである。

⑨ 公正競争阻害性の解釈及び判断について

不正な取引方法の規制をするための要件としては、具体的に競争を阻害する効果が発生していることや、その高度の蓋然性があることまでは要件になっておらず、公正競争の確保を妨げる一般的抽象的な危険性があることで足りると解される。本件行為において、公正競争阻害性（市場閉鎖効果の発生）を肯定するためには、商系業者の取引機会が減少するような状態をもたらすおそれがあれば足りるのであって、その状態の生じたことを具体的な根拠をもって立証することまでは要しないものというべきである。

土佐あき農協は、土佐あき農協管内及びその周辺地域におけるなすの販売受託取引に係る市場において有力な地位にあることは原判決で認定したとおりであり、商系業者の取引先事業者であるなすの生産者（組合員）にとっては、土佐あき農協との取引関係を維持することが重要であるから、本件行為による拘束条件は、その性

質上、組合員の自由な意思による系統外出荷を抑止する効果が強く、組合員の相当数が本件行為の対象となっていたことからすると、商系業者にとって、土佐あき農協と取引をしている組合員に代わる取引先を確保することは容易ではなく、その取引機会が減少するおそれがあることは明らかであり、このことは、廉価な販売手数料や良質なサービスを提供して顧客を獲得するという公正な競争秩序に悪影響を及ぼすおそれを生じさせるものと認められるのであって、市場閉鎖効果が生じることを否定できない。

④ 独占禁止法第22条ただし書の正当事由について

控訴人の主張する「効率性の向上」とは、その実質的に主張するところは、運営コストの増大を防ぐために集出荷場の稼働率、すなわち、組合員の利用率を高めることを目的とするもので、事業経営上の合理性を主張するものであって、公正な競争秩序とは直接には関係がないと解される上、組合員の利用率を高めるという目的達成のための手段として本件行為が相当であるとも言い難い。また、控訴人が「固定的費用の分担」について主張する内容についても、結局は事業経営上の合理性の主張の繰り返しにすぎず、これが「正当な目的」とならないことは明らかである。

⑤ 結論

以上のとおり、本件命令は適法であるから、控訴人の請求には理由がない。

よって、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、控訴人による上告受理申立てにより、令和元年度末現在、最高裁判所に係属中である。

第3 その他の公正取引委員会関係訴訟

1 概要

令和元年度当初において係属中のその他の公正取引委員会関係訴訟（審決取消請求訴訟及び排除措置命令等取消請求訴訟以外の訴訟で公正取引委員会が処分行政庁又は所管行政庁であるものをいう。以下同じ。）は1件であったところ、同年度中に新たに提起された事件はなかった。

この令和元年度の係属事件1件について、同年度中に控訴人の控訴を棄却する判決（同年度中に控訴人が上告及び上告受理申立て）があった。

この結果、令和元年度末時点において係属中の訴訟は1件となった。

2 令和元年度に係属していたその他の公正取引委員会関係訴訟

(1) 事件の表示

損害賠償等請求事件

控訴人 X

被控訴人 国

提 訴 年 月 日 平成26年7月22日
一審判決年月日 平成30年12月7日（請求棄却，東京地方裁判所）
控 訴 年 月 日 平成30年12月21日（一審原告）
原 判 決 年 月 日 令和2年1月28日（控訴棄却，東京高等裁判所）
上 訴 年 月 日 令和2年2月18日（上告及び上告受理申立て，一審原告・原審控訴人）

(2) 事案の概要

本件は，防衛省航空自衛隊が発注する什器類の製造業者らによる入札談合に関し，控訴人が，防衛省の調査報告書等により名誉を棄損されたとして慰謝料の支払及び防衛省のホームページへの謝罪文の掲載を求めるとともに，防衛省による違法な損害賠償請求により損害を被ったとして損害賠償を求めるものである。

(3) 判決の概要

東京高等裁判所は，被控訴人提出の証拠は，偏見に満ちた強引な誘導に基づく供述，主観的な伝聞供述又は客観的な証拠に反する供述を内容とするものであり，また，指定代理人らとの事前の打合せによって創作した虚偽や歪曲した事実を述べるものであって，いずれも信用性を欠くとの控訴人の主張に対し，前記各証拠は多数の客観的な証拠とも整合し，控訴人が主張するような強引な誘導や，創作による虚偽や歪曲した事実を認めるに足る証拠はないことに照らせば，前記各証拠は十分に信用することができるというべきであり，これらの証拠等によれば，本件入札談合等関与行為が行われたことが認められるところ，控訴人の請求を棄却した原判決は正当であり，本件控訴は理由がないとして，控訴人の請求を全て棄却した。

(4) 訴訟手続の経過

本件は，令和2年1月28日，東京高等裁判所が控訴を棄却する判決を下したため，控訴人は同年2月18日，上告及び上告受理申立てを行った。

この結果，令和元年度末現在，最高裁判所に係属中である。

第4 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

令和元年度当初において係属中の独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟は2件であったところ，同年度中に新たに1件の差止請求訴訟が提起された。

これら令和元年度の係属事件3件のうち，最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが1件あった。

この結果，令和元年度末時点において係属中の訴訟は2件となった。

第4表 令和元年度に係属していた独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容	判決等
東京地方裁判所 28(ワ)20683 平成28年6月23日 ↓ 東京高等裁判所 30(ネ)2793 平成30年5月23日 ↓ 最高裁判所 31(オ)216 31(受)263 平成30年11月7日	原告は、訴外Aとの間で、LPガス供給設備を無償で施工する代わりに、本件賃貸物件に継続的、安定的にLPガスを供給する覚書を交わした。それにもかかわらず、原告と競争関係にある被告が、建物所有者である共同被告Yとの合意により、供給設備を交換し、本件建物へのLPガス供給を始めたことは、競争者に対する取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年5月10日 請求棄却 平成30年10月25日 控訴棄却 令和元年9月19日 上告棄却及び上告 不受理
東京地方裁判所 30(ワ)6919 平成30年3月6日	被告は、原告が宣伝広告に用いている表示とほぼ同一の表示を顧客誘引のための宣伝広告に使用している。しかし、被告は、被告が使用している表示に記載された実績を上げた事実はなく、かかる行為は虚偽表示によるぎまんの顧客誘引に該当するとして、当該表示の使用禁止及び抹消を求めるもの。	(係属中)
東京地方裁判所 元(ワ)35167 令和元年12月25日	被告は、被告が製造・販売するプリンタにおいて、原告らが販売する互換品カートリッジを使用できなくする機構を設けた。このことにより、原告らが販売する互換品カートリッジを被告の製造・販売するプリンタにおいて利用されるカートリッジ市場から排除しており、かかる行為は抱き合わせ販売又は競争者に対する取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)

第5 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

令和元年度当初において係属中の独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟はなく、同年度中に新たに提起された事件はなかった(注)。

(注) 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟の件数は、公正取引委員会がその存在を把握したものについて記載したものである。